

EU 包装及び包装廃棄物規則案（PPWR）

- 2022年11月に、欧州委員会は、**包装に関してリサイクル・リユースの促進や廃棄の減少を目的**とした規則案を提案
- 使用される材料や用途に関係なく、**全ての包装、包装廃棄物に適用され、第三国からEUに輸出される包装された製品にも適用**
- 今後、詳細な要件等を定める委任規則や実施規則を採択予定

主な要件

- ① 包装材に含まれる物質の要件
- ② 全ての包装がリサイクル可能とする
- ③ プラスチック包装に含まれるリサイクル材の最低限の割合
- ④ プラスチック包装のたい肥化
- ⑤ 包装の最小化
- ⑥ リユース用の包装
- ⑦ 包装の材質やリユース等に関する表示の要件

適用時期

本規則の発効日から12か月後

※上記の規定にかかわらず、個別に適用時期が定められた規定も存在

理事会修正案 本規則の発効日の18か月後

リサイクル可能な包装の要件

- ① リサイクル可能な設計であること（2030年施行）
- ② 効果的、効率的に分別収集が可能なこと
- ③ 他の廃棄物リサイクルシステムに影響することなく、定められた廃棄システムに分類、投入が可能なこと
- ④ リサイクル後の二次原料の品質が一次原料に十分代替できること。
- ⑤ リサイクルシステムが十分な規模であること。（2035年施行）

① 包装材に含まれる物質の要件

規定の内容

- 包装材または包装構成要素の成分として懸念される物質の存在と濃度を最小限に抑えるように製造

議会修正案

マイクロプラスチックによる環境への悪影響についても最小限に抑える

- 包装または包装部品に存在する物質から生じる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの濃度レベルの合計は100mg/kgを超えてはならない。

議会修正案

本規則案の発効日から18か月後からは、意図的に添加されたPFASsやビスフェノールAを含む食品接触包装は市場に出してはならない

実証方法

技術文書中で、要件を満たしていることを実証しなければならない

※ 技術文書には適用される要件、評価に関連する限り、包装の設計、製造及び運用を記載する必要がある

② 全ての包装がリサイクル可能とする

適用時期

2030年1月1日以降（大規模リサイクルの要件は2035年1月1日以降）

議会修正案 それぞれの委任規則の公表日から36か月後

理事会修正案 2030年以降もしくは実施規則の発効日から2年後のいずれか遅い日
（大規模リサイクルの要件は2035年以降もしくは実施規則発効日から5年後のいずれか遅い日）

規定の内容

- 全ての包装はリサイクル可能でなければならない
- リサイクル基準、リサイクル性能等級の設計及び大規模リサイクルの要件についての委任規則が今後定められる予定
- 2030年1月1日以降、リサイクル基準の性能等級Eに分類されるもの(リサイクル可能な評価が70%未満)はリサイクル可能とみなさない

議会修正案

委任規則の公表日の36か月後から、性能等級E(リサイクル可能な評価が70%未満、リサイクル設計との適合性が中～低)はリサイクル可能とみなさない。

委任規則の公表日の96か月後から、性能等級D（リサイクル可能な評価が70%以上80%未満、リサイクル可能な要件を中低度にしか満たしていないもの〔附属書Ⅱ〕）はリサイクル可能とみなさない。

③ プラスチック包装に含まれるリサイクル材の最低限の割合

適用時期

一段階目：2030年1月1日以降、二段階目：2040年1月1日以降

理事会修正案

一段階目：2030年1月1日又はリサイクル含有率の計算及び検証のための方法論を定める実施規則の発効日から3年後のいずれか遅い日以降、二段階目：2040年1月1日以降

規定の内容

プラスチック包装(医療機器等に用いられる一部の包装や堆肥化可能なプラスチック包装を除く。)には、以下の類型に応じた割合のリサイクル材を含める必要がある

● 一段階目

①主成分がPETで作られた包装：30%

②PET以外のプラスチック包装：10% 議会修正案 7.5%

(使い捨てプラスチック製飲料ボトルを除く)

③使い捨てプラスチック製飲料ボトル：30%

④上記以外：35%

● 二段階目

議会修正案 ①' PET以外のプラスチック包装：25%

①使い捨てプラスチック製飲料ボトルを除く包装：50%

②使い捨てプラスチック製飲料ボトル：65%

③上記以外：65%

④ プラスチック包装のたい肥化

適用時期

本規則の発効日から24か月後

議会修正案 本規則の発効日から36か月後

規定の内容

- 「堆肥化可能な包装」とは、完成した堆肥の大部分が最終的に二酸化炭素、無機塩類、バイオマス及び水に分解されるような、物理的、化学的、熱的又は生物学的に分解され得る包装であって、且つ分別収集及び堆肥化の工程又は工業的に制御された条件で導入される活動の妨げにならない包装をいう
- ティーバッグ、コーヒーの1回分の個包装、果物又は野菜に貼付されるラベル及び軽量のプラスチック製バッグ等は、産業的に堆肥化が可能な材質にしなければならない

議会修正案 家庭で、又は、産業的に堆肥化が可能な材質でなければならない

実証方法

技術文書中で、要件を満たしていることを実証しなければならない。

⑤ 包装の最小化

適用時期

本規則の発効日から12か月後

議会修正案 2030年1月1日以降

規定の内容

包装は、包装の材質を考慮して、機能性を確保するために必要最小限の重量及び体積になるように設計されていなければならない

- 製品の体積を増加させることだけを目的とした包装(二重壁、二重底等)等は禁止される
- 空隙(※1)は最小限に抑えなければならない

※1 切り紙、エアークッション、気泡緩衝材、スポンジフィルター、フォームフィルター、ウッドウール、ポリスチレン、発砲スチロール、その他の充填材で満たされたスペースは空隙とみなされる

グループ化された包装、輸送用の包装、及びインターネット通販の包装について、当該包装の容積と販売用包装(※2)の容積の比率を40%以下にしなければならない

※2 「販売用包装」とは、販売時点において、商品及び包装からなる一つの販売単位で、最終ユーザー又は消費者に提供できるように考案された包装

実証方法

必要最小限の重量及び体積になるように設計されているかは技術文書中で、実証しなければならない

⑥ リユース用の包装

- 経済事業者（製造業者、包装業者、輸入業者、流通業者等）は、リユースのためのシステムが整備されていることを保証する
- テイクアウト容器や飲料の容器、輸送用の包装等がリユース可能な包装であることを保証する。
例：飲料用の容器

	2030年～	2040年～
ビール、炭酸アルコール飲料、ワイン・香りをつけたワイン製品・フルーツワイン以外の発酵飲料、スピリッツ/ワイン/発酵飲料と炭酸・ジュースを混ぜたアルコール飲料	10%	25%
スパークリングワイン以外のワイン	5%	15%
牛乳を除くソフトドリンク	10%	25%

議会修正案

	2030年～	2040年～
ワイン及びスパークリングワイン以外のアルコール飲料	10%	25%
牛乳を除くソフトドリンク	20%	35%

ワイン、スパークリングワイン、芳香ワイン製品、命名法コード2208で定義される蒸留飲料の販売用包装には適用されない。
GI品には適用しない。

理事会修正案

	2030年～	2040年～
<ul style="list-style-type: none"> - アルコールおよびノンアルコールビール - 炭酸アルコール飲料 - ワイン、スパークリングワイン、リキュールワイン、芳香ワイン製品、果実酒以外の発酵アルコール飲料 - スピリッツ飲料、ワイン、その他の発酵アルコール飲料をベースとし、非アルコール飲料と混合した製品 - 水、砂糖入り水、その他の甘味料入り水、フレーバーウォーター、ソフトドリンク、ソーダレモネード、アイスティーで、すぐに飲めるもの、ピュアジュース、果実や野菜のジュースやマスト、フルーツネクター、フルーツジュースドリンクネクター - 乳脂肪分を含むノンアルコール飲料。 	10%	40%